

2019年2月22日

神奈川県弁護士会

第1 総論

1 当会では、基本的人権の擁護と社会正義の実現という弁護士の使命を果たすため、会員が性別にかかわらず能力を十分に発揮し、活躍できる環境を整備していくことを企図し、2018年2月26日に男女共同参画社会に向けた宣言を採択し、以下の6つの活動指針を定めた。

- 1) 男女共同参画を実現するための「基本計画」を整備し、同計画に基づいて組織的横断的に活動を行うため、会長を本部長とする男女共同参画推進本部を設置する。
- 2) 理事者、常議員、委員会の委員長など役職者に関して、積極的に女性会員を登用し、会の施策・方針決定過程への女性会員の参画を拡大する。
- 3) 就職・処遇において、性別による差別的取扱いがないよう配慮を促し、受入れ事務所、取扱業務の拡大等、男女会員の実質的な平等を確保する。また、勤務時間内外を問わず、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等、差別的な取扱いを防止する施策を講ずる。
- 4) 男女を問わず、出産・育児、介護等の家庭の事情に関わらず、各会員が業務、会務活動、研修などに参加するための支援策を検討する。
- 5) 男女共同参画に関し、会員に対する研修、啓発活動を一層充実させる。
- 6) 様々な分野における女性会員のロールモデルを収集し、会員及び法曹を志す学生に情報提供を行うこと等により、当会における女性会員割合の拡大を企図する。

2 上記活動指針1)を踏まえ、当会は、2018年4月1日に設置した当会会長を本部長とする男女共同参画推進本部において、上記2)以下の各活動指針を実現するための具体的な施策を検討してきた。当会は、社会全体の男女共同参画の推進に積極的に取り組むとともに、全ての会員が性別、性自認及び性的指向に関わらず活躍できることを目指し、その目標・具体的施策として、ここに基本計画を策定する。

この基本計画は、2019年4月から実施し、5年ごとに目標達成及び施策実施の状況を検証し、施策のあり方についても見直しを行う。

第2 弁護士会が社会的責任を果たすために

1 弁護士会の施策・方針決定過程における女性会員参加促進の必要性

(1) 日本弁護士連合会が2002年5月24日開催の第53回定期総会において「弁護士会における男女共同参画の実現なくして男女共同参画社会の実現はありえない」と宣明していることから明らかなように、弁護士会が、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする団体として社会における男女共同参画の推進のために求められる使命を十分に果たすためには、弁護士会の政策・方針決定過程に女性会員が参画し、多様な意見を反映することが不可欠である。そのことは、弁護士会の組織としての活動の適正化、活性化にも資するものともなり、更に社会の信頼を得ることにも繋がると思われる。

(2) ところで、「組織内におけるある考え方が組織意見として反映されるためには、経験的に同じ意見を持つ30%程度の構成員が必要である」とする見解があり、この見解はクリティカルマスと呼ばれている。

1990年5月に国連経済社会理事会が採択したナイロビ将来戦略勧告では、「政府、政党、労働組合、職業団体、その他の代表団体は、それぞれ西暦2000年までに男女の平等参加を達成するため、指導的地

位に就く婦人の割合を1995年までに少なくとも30%にまで増やす」とされ、日本政府も2015年12月の第4次男女共同参画基本計画において、政策・方針決定過程への女性参画の割合を30%以上とすることを打ち出し、司法分野においても意思決定過程への女性の参画拡大を求めている。

組織に占める女性の割合が10%～20%程度では、男性主導の組織文化に与える影響が弱く、少数派である女性は、多数派である男性の規範に則って動かざるを得ないとされている。30%という数値が世界的に男女共同参画の目標とされているのは、女性の割合が30%を超えたときに、男性と女性の多様性のみならず、女性の中にある多様性も施策・方針決定に反映され、組織文化の変化につながるとされているからである。

2 当会の状況（2012年度～2018年度）

2012年度以降の当会の状況は次のとおりである。

当会の女性会員の割合は、2019年1月15日時点で約19.4%（会員総数1667名中324名）であり、2012年度以降19%から20%で推移してきた。

女性会員の理事者就任数は年度により異なるものの、1名（女性会員が占める割合は17%）又は0名（同0%）である。

常議員40名に占める女性会員の割合は、少ない年度で12%、多い年度で20%である。

各委員会における委員会の委員長・副委員長に占める女性会員の割合は、委員会全体としては、少ない年度で8%、多い年度で19%である。2018年度の委員会ごと女性会員割合は、委員会によってバラツキがあるところ、0%の委員会も多い。また、多くの委員会で、女性会員の委員会出席割合が、男性会員の出席割合に比べて低いという現状がある。

支部における役員の女性会員割合は、支部ごとに異なるものの、2012年度以降おおむね0%から20%台で推移しており、本年度は最も多い川崎支部でも20%である。

3 施策・方針決定過程における女性会員の参加促進目標

(1) 施策・方針決定過程における女性会員の参加促進目標を定めるにあたっては、女性会員の負担増加や男女の参加機会のアンバランスをもたらさないように、当会の女性会員の割合が現在約20%であることに応じたものにすべきであるとの見解もあろう。

もちろん、単なる数合わせとして女性会員に前記の会務を押しつけるようなことがあってはならない。各会員が置かれている実情や、対象となる会務の性質、各支部における女性会員の割合に鑑みれば、一足飛びに施策・方針決定過程における女性会員の参加が促進できるものではない。施策・方針決定過程において、女性会員の参加の障害となっている原因を調査し、これを取り除くための環境整備を行うとともに、当会の女性会員の割合自体を増加させ、自ずと女性会員の参加が増加するようにする必要がある。

しかし、当会の女性会員の割合が現在約20%に止まっていることを理由に施策・方針決定過程への参加目標をこれと同程度とすることは、前記第2の1に記載のとおり、男性と女性の多様性のみならず、女性の中にある多様性を反映させる環境に到達することはできない。クリティカルマスの理論及び社会情勢両面からすれば、男女共同参画の目的である多様性の確保のために、当会の施策・方針決定の各過程において女性会員の占める割合を30%とするという目標を掲げ努力することが肝要である。また、そうすることによって、当会の施策・方針決定過程への女性会員の参加のための環境整備もより一層促進されるであろう。

(2) 以上から、当会は、女性会員の割合の増加を目指しつつ、当会の施策

方針決定過程への男女共同参画の目標として、

- ① 理事者（6名）、財務室（定員7名）、調査室（定員5名）、事務局運営室（定員5名）、常議員（定員40名）及び各支部役員について、女性会員の割合を30%とする。
 - ② 各委員会について、女性会員の割合及び委員長・副委員長に占める女性会員の割合を30%以上とする。
 - ③ 常議員会及び各委員会の出席率を男女で同程度の割合とする。
- と定める。

理事者とその諮問機関である三室及び常議員会は、当会の運営に関する意思決定機関であり、これらの機関で決定される施策・方針の立案については、当会各支部や各委員会が重要な役割を果たしている。したがって、これらの機関等において女性の参画を拡大し多様性を確保することが男女共同参画の実現のために極めて重要である。

第3 会員の充実した活動のために

1 環境整備及び意識見直しの必要性

当会において、個々の会員が、性別、性自認、性的指向にかかわらず平等に法曹として活躍できる環境を整備できなければ、いくら社会に対して男女共同参画の実現を訴えたとしても、その声に説得力はない。また、会員それぞれが充実した活動ができるよう環境を整備することは、会の当然の責務である。ゆえに当会は、2018年宣言において「男女が性別にかかわらず能力を十分に発揮し、活躍できる環境を会内で整備することが急務である」とした。

ところで、現実の社会では、家庭内の役割分担について依然として性別による旧来の固定的な観念が残っており、これに起因して就職その他の処遇における性別等による差別的な取り扱いも依然として残って

いる。弁護士は、自由で公正な社会の実現を目指すものであるが、自らもそのような性別に応じた旧来の固定的な観念に思考を縛られている可能性も否定できず、意識の見直しを問いつける必要がある。

2 当会の現状

募集や採用、処遇に関し、性別により差別することは、労働基準法及び男女雇用機会均等法等により禁じられているところであるが、日本弁護士連合会が実施している司法修習生に対するアンケートでは、毎年、性別のみを理由とする就職活動の支障が報告されている。

ハラスメント防止については、当会が昨年秋に実施したハラスメントアンケートによれば、ハラスメントの被害体験を受けたとの回答が複数寄せられた。加えて、近時ようやく社会的に取り上げられるようになったLGBTを含む性的マイノリティの問題について、当会での対応について検討はなされていない。

また、業務面においては、そもそも女性会員の収入が男性会員に比して少ないという日弁連のアンケート結果が『自由と正義』で報告されており、その原因が女性であることに起因するのであれば改善が必要である。そのほか、金融機関、法務局及び裁判所等で職務上の氏名の使用が認められていない場合がまだまだ多く女性会員の職務の支障になっていると考えられること、業務妨害に対するサポートについて女性会員に特有の課題についての検証が行われていないなど、女性会員が弁護士としての業務を行ううえで検討すべき課題は多い。

仕事と家庭の両立という面では、出産・育児、介護及び病気等の事情により業務が制限されている女性会員が少なからず存在することは否定できないにもかかわらず、現在あるサポート制度も必ずしも十分に利用されていない実態がある。

3 会員のより充実した活動のための目標

以上の現状をふまえ、会員誰もが、性別、さらには性的自認及び性指向にかかわらず法曹として充実して活動できる弁護士会を目指し、そのための環境を整備するとともに、差別的取扱いを防止し、性別等に応じた旧来の固定的な観念にとらわれないよう意識の見直しを促す。

第4 具体的施策

1 弁護士会が社会的責任を果たすための女性の参画割合拡大の施策

会務活動における女性会員の参画割合が低いという実情に照らし、男女共同参画の視点にたった会務運営の見直しと改善のため、以下の施策を実施する。このことは、弁護士会の組織の改善に繋がり、後述の会員が充実した活動を行うための環境整備にも資するものである。

- (1) 理事者は、毎年1回以上、女性会員の意見を会務に反映させるために、女性会員の意見を聞く機会を設ける。
- (2) 当会は、前記第2で目標に掲げた各機関及び各委員会における男女の割合や出席率等について調査を行い、女性会員の割合等が低い原因を調査・検討し、女性会員の会務参加を促すための環境整備を推進する。
- (3) 当会は、継続して男女共同参画の視点にたった会内ルールの見直し・改正の必要性を検討する。

2 会員が充実した活動を行うための環境整備に関する施策

前述のとおり、会員一人ひとりが法曹として充実した活動ができる環境をより一層整備することは、当会の責務であり、当会は、かかる観点から以下の施策を実施する。

なお、これらの施策により女性会員の登録を増やし、また女性会員が会務に関わる余裕を増やすことは、前述の会務参画割合の引き上げにも資するものである。

- (1) 会員は、弁護士等の募集及び採用並びに待遇について、その性別、さ

らには性的指向及び性自認に関わりなく均等な機会を与えなければならない。

(2) 当会は、ハラスメント防止のために、規則等について未制定の事項や性的少数者への配慮等を盛り込む改正を検討する。また、ハラスメント相談窓口の利用実態を検証し、利用の障壁を取り除く等、その改善に努める。

(3) 当会は、男女間の収入格差が存在することを踏まえ、その原因を調査し、必要な方策を検討する。

(4) 当会は、女性会員固有の業務妨害の有無を調査し、調査結果に基づきサポート体制の検証・充実を図る。

(5) 当会は、出産・育児、介護及び病気等の事情により業務が制限される場合（以下、「休業等の場合」という。）の実態調査（サポート体制、育児室の設置等を含めた今後の具体的施策についてのアンケート等）を行うとともに、出産・育児期間のサポート体制について、男女を問わず従前よりも積極的な制度利用を促し、利用実態をふまえて運用の改善を図り、休業等の場合について、既存の制度の他に男女共同参画の見地からサポート体制（共同受任、事件引継等）の構築を検討する。

(6) 当会は、日本弁護士連合会と連携して、金融機関、法務局及び裁判所等において職務上の氏名を利用できるようにするための活動を推進する。

3 会内外に対する啓発活動

自由で公正な社会の実現を目指し、性別等に依じた旧来の固定的な観念にとらわれないよう意識見直しを促すとともに、性別等にかかわらず個々の弁護士が充実した弁護士業務と会務活動を行うための啓発活動を継続的に行う必要がある。

また、女性の法曹志願者が男性に比して少ない現状は、個人の尊重、す

なわち多様性を尊重する法や司法に対する市民の理解が十分でないことの表れとも評価できることから、その意義を積極的に情報発信しつつ、法や司法を担う弁護士が女性にとって働きやすい職業であることを伝えていく必要がある。

- (1) 当会は、本基本計画の実施状況と目標達成状況について、毎年総会において報告する。
- (2) 当会は、休業等の場合の働き方を含め、多様な働き方の工夫例を集めたハンドブック等、有益な情報を提供する手段を検討する。
- (3) 当会は、男女共同参画に関連する諸問題（性的少数者への配慮に関する者も含む。）に対する会員の意識啓発のため、企画の実施や広報活動（男女共同参画NEWSの発行等）によって、継続的に会員に対して情報提供を行う。
- (4) 当会は、差別的取扱い等の防止に関する研修の機会を設け、具体的事例に基づいた研修を実施する。
- (5) 当会は、男女共同参画の趣旨に則った会員の活躍事例の収集・調査を行い、多様なロールモデル（法曹志望者に対して、または当会会員に対して）を発掘するとともに、会員、司法修習生及び法曹を志望する学生に対するロールモデルの広報及び情報提供を行う。

以上